

「新型コロナウイルスに関連した感染症への注意喚起」（その４）

【ポイント】

- 東ティモール政府は、３月１１日付け閣議決定に基づき、過去４週間中に、新型コロナウイルスの感染国である、中国、韓国、イラン及びイタリアに滞在あるいは通過した外国人来訪者に対する暫定的な入国規制措置を発動しました。
- ３月１２日（木）１２：００現在、東ティモールでの感染者確定例に関する情報はありせん。

（本文）

１ 東ティモール政府は、３月１１日付け閣議決定に基づき、過去４週間中に、新型コロナウイルスの感染国である、中国、韓国、イラン及びイタリアに滞在あるいは通過した外国人来訪者に対する暫定的な入国規制措置を発動しました。

また、同４カ国からの外国人来訪者に対し、１４日間の強制的隔離措置を発動することとし、該当外国人来訪者を出発地への退去を求めるとはしないとしています。

本政府決定は同日付けで発動され、政府閣議の場で２週間毎に推移の検証が行われる予定です。

２ 当地のコロナウィルス感染対策等

（１）東ティモールでは、コロナウィルス感染確定例は１２日現在で未だ確認されていませんが、保健衛生当局では、当地WHO等との連絡・調整の上、コロナウィルス感染対策（空港、海港等での体温測定、問診票作成、病院施設での隔離病棟設置、疑い患者対応要領の整理等）は順次進めています。

（２）また、６日、当地中央省庁に配置されるイタリア人アドバイザー男性１名が、地元医療施設を往訪し、コロナウィルス感染の疑いの事案が発生しましたが、同イタリア人男性の検体を豪州感染症研究所で検査した結果、「陰性」反応であったと発表されました。

※ 日本大使館では今後も関連情報がある場合は、引き続き領事メールを発出しお知らせしていきますが、在留邦人の皆様におかれても、噂や流言飛語に惑わされることなく、東ティモール政府が発表する情報等に自らも注視し、冷静に対応してください。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

- 渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

- 参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
(厚労省のヘルプデスク連絡先)
 - ・フリーダイヤル：0120-565653（日本国内からのみ繋がる）
 - ・外国からかける場合：+81-3-3595-2176（日本語、英語対応可）
 - ・対応時間：日本時間の9:00～21:00（土日含む）

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所：Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話：(国番号 670) 332-3131～2 緊急電話：7723-1127

ホームページ：<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール：ryoji.timor-leste@go.jp

(了)